

税務に関する重要なガイダンスの最新情報

- 01 電子インボイスに関する政令Decree 119/2018/ND-CPのガイダンスとなるCircular 68/2019/TT-BTC
- 02 輸入貨物の課税価格に関するCircular 60/2019/TT-BTC
- 03 輸出入貨物の原産地確認に関するCircular 62/2019/TT-BTC
- 04 ベトナムへの直接外国投資活動に関わる外国為替管理に関するCircular 06/2019/TT-NHNN
- 05 貸与を受ける機械設備および輸出加工企業への修理サービスに関わる輸入関税および付加価値税
- 06 金銭による昼食手当は個人所得税の課税所得



1. 電子インボイスに関する政令 Decree 119/2018/ND-CP のガイドランスとなる Circular 68/2019/TT-BTC

電子インボイスに関する政令 119/2018/ND-CP の一部条項に関わるガイドランスとして、2019年9月30日付け Circular 68/2019/TT-BTC (“Circular 68”) が財政省から発行されました。この Circular は、2019年11月14日から施行されます。Circular 68 で特に注目すべき新しい事項は以下の通りです。



電子インボイスの適用時期および内容について:

- 2020年11月1日以降、企業、経済組織、その他組織、事業を営む世帯、個人は、Circular 68 のガイドランスに従い電子インボイスの適用届を行う必要があります。
- インボイス作成の時間は、販売者がデジタル署名、電子署名をする時間により定められ、日、月、年の形式で表示されます。インボイス作成時間に関するガイドランス(第3条第1項e)に沿っている必要があります。
- 商品名・サービス名: インボイス上の商品名・サービス名はベトナム語で表示します。多くの異なる種類を伴う商品を販売する場合、商品名は種類ごとの詳細を表示します(例: サムソンの携帯電話、ノキアの携帯電話など)(第3条第1項d.1)。
- インボイスの雛形、コードに関する若干の基本的な改正があります。特殊な商品の特殊性詳細、技術的仕様の記述は法令の規定に従います。



電子インボイスの作成タイミングについて:

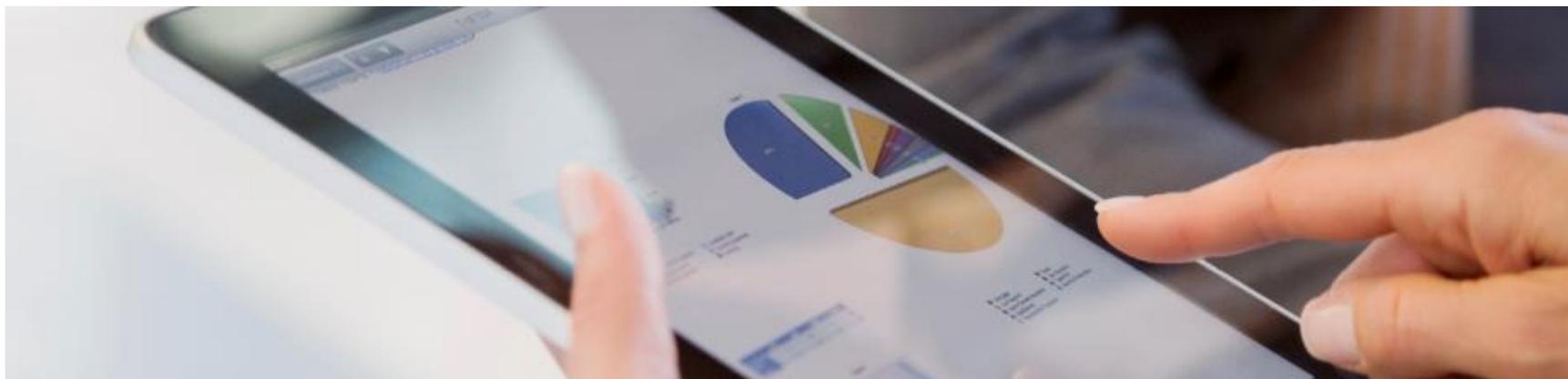
- 航空運輸サービスの場合、電子インボイスの作成タイミングは、遅くとも航空運輸サービスの証票がウェブサイトシステム上および電子コマースシステム上で発行された日から5日を超えてはいけません(第4条第2項d)。
- 不動産事業活動、インフラ建設、分譲・譲渡住宅建設で、所有権・使用権を移転していない場合、電子インボイスの作成タイミングは、代金を領収した日、または、契約における支払い合意に従います。一方、所有権・使用権を移転している場合、電子インボイスの作成タイミングは、Decree 119の従い通常の通り実施します(第4条第2項c)。



電子インボイスの適用および誤記のあるインボイスの処理について:

- 資本金が150億VND未満で、かつ、以下のうち1つに該当する場合、税務当局が供給するコードに紐づけされる電子インボイスを使用する必要があります。:工場、倉庫、商店の所有権を持たない;疑わしい取引に該当する銀行取引がある;両親、夫婦、兄弟姉妹により所有される企業、または、関連者間の持ち合い関係がある企業からの売上が50%を超える;期限通りの税務申告が行われていない;1年間のうちに住所を2回以上変更している;(第6条第3項b)
- その都度税務当局からコードを供給されるインボイスには、販売インボイスとVATインボイスの2種類があります(第6条第4項)。
- 税務当局が供給するコードを持つインボイスについて、購入者の氏名、住所を誤記したが、税務コードに間違いは無い場合、販売者は、インボイスの誤記について購入者へ通知し、税務当局へDecree 119が定める様式04を提出します。その他の誤記については、誤記を確認する文書を作成し、様式04を提出して、代わりにインボイスを作成します(第11条第2項)。





2. 輸入貨物の課税価格に関するCircular 60/2019/TT-BTC

輸出入貨物に対する課税価格に関するCircular 39/2015/TT-BTCの一部条項を改正・補足する2019年8月30日付けCircular 60/2019/TT-BTCが財政省から発行されました。このCircularは、2019年10月15日から施行されます。

このCircularでは、主として、一般的規定、輸出入貨物に関わる課税価格決定の原則および方法、および、価格データベースの3つの事項に関わる注目すべき新しいガイダンスが含まれています。今回のニュースレターでは、以下の主要な改正点を見たいと思います。



輸入貨物に関わる課税価格決定の原則および方法について

- 制御運用ソフトウェアの価額を機械設備の取引価額へ加える必要があるか加える必要が無いかのいくつかの状況に関する詳細規定の改正(なかでも、アプリケーションソフトウェアは媒体手段の価額へ加える必要はありません)。税関申告者に対する申告手続き、および、税関当局による検査・処理の手順。
- 輸入貨物の購入売買取引における売買価格に影響を与える特別な関係の有無の証明に関する規定の改正・補足。
- 使用料・ライセンス料に関する規定の改正・補足。
- 価格リスクのある輸出入貨物リストにおける参照価格を貨物の課税価格決定のために使用することができない場合に関する、価格リスクのある輸出入貨物リストの使用原則との整合性を取るための詳細規定の改正・補足。
- 特殊な輸出入貨物の場合に関わる価格決定に関する規定の改正・補足。



価格データベースについて

- 関税課税価格に関するリスクのある企業リストの作成・使用に関する規定の補足。これによれば、価格検査は、価格リスクのある輸出入貨物リスト、および、関税課税価格に関するリスクのある企業リストに基づいて実施されます。

3. 輸出入貨物の原産地確認に関するCircular 62/2019/TT-BTC

輸出入貨物の原産地確認に関する財政省Circular 38/2018/TT-BTCの一部条項を改正・補足する2019年9月5日付けCircular 62/2019/TT-BTCが財政省から発行されました。このCircularは2019年10月21日から施行されます。このCircularでは、貨物の原産地証明書が認められない場合として以下の場合が追加されています(第1条第3項)。



輸入手続きを行う時点で貨物の原産地証明書があったが、申告者が参照番号、発行日を申告しなかった場合;輸入手続き時点で原産地証明書がまだ無く、規定に基づいて輸入申告書と共に原産地証明書を提出しない、または、提出が遅延した場合。



原産地証明書の提出が遅延して、提出が期限を過ぎた場合、規定に従い、原産地証明書は認められません。

このCircularでは、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)の範囲における特別優遇税率を適用するための輸出入貨物の原産地確認に関する規定も改正・補足しています。

4. ベトナムへの直接外国投資活動に関わる外国為替管理に関するCircular 06/2019/TT-NHNN

ベトナムへの直接外国投資活動に関わる外国為替管理に関するガイダンスとして、2019年6月26日付けCircular 06/2019/TT-NHNN (“Circular 06”)がベトナム国家銀行から発行されました。このCircularは2019年9月6日から施行され、2014年8月11日付けCircular 19/2014/TT-NHNNは廃止されます。

Circular 06で先ず特に留意すべき新しい点は、外国直接投資企業に関する定義が、現行規定よりも明確にされていることです。また、このCircularでは、直接外国投資企業、BCC契約へ参加またはPPPプロジェクトを実施する外国投資家による直接投資資本口座の開設に関する規定も拡大されています。

以上に加えて、Circular 06の第13条では、企業への出資、株式・持分購入のために間接投資資本口座を開設し使用している外国投資家を持つ企業で、その外国投資家による所有比率が定款資本の51%以上となった場合には、このCircularの規定に従い直接投資資本口座を開設する必要があることも規定しています。

その他、Circular 06では、外国投資家による出資は、投資登録証明書、専門分野の法令の規定による設立および活動許可証、出資・株式購入・外国投資家の持分買取り条件満足に関する通知書、管轄当局と締結したPPP契約書、法令の規定に沿った外国投資家による出資を証明するその他資料における投資家の出資額に基づいて、外貨、ベトナムドンにより実施できるという一般原則に関してより明確にしています。



5. 貸与を受ける機械設備および輸出加工企業への修理サービスに関わる輸入関税および付加価値税

輸出加工企業に対する輸入関税および付加価値税に関連する2019年4月5日付けOfficial Letter 1966/TCHQ-TXNKが税関総局から発行されました。

これによれば、輸出加工企業が、加工契約で合意された金型を加工のために非輸出加工企業へ供給する場合、ベトナムへ仮輸入する金型の輸入関税は免税されます。

その一方で、輸出加工企業が、自社へ供給してもらう部品製造のために、機械設備貸与契約に基づいて、非輸出加工企業へ金型を貸与した場合、ベトナムへの仮輸入は輸入関税の免税対象とはなりません。

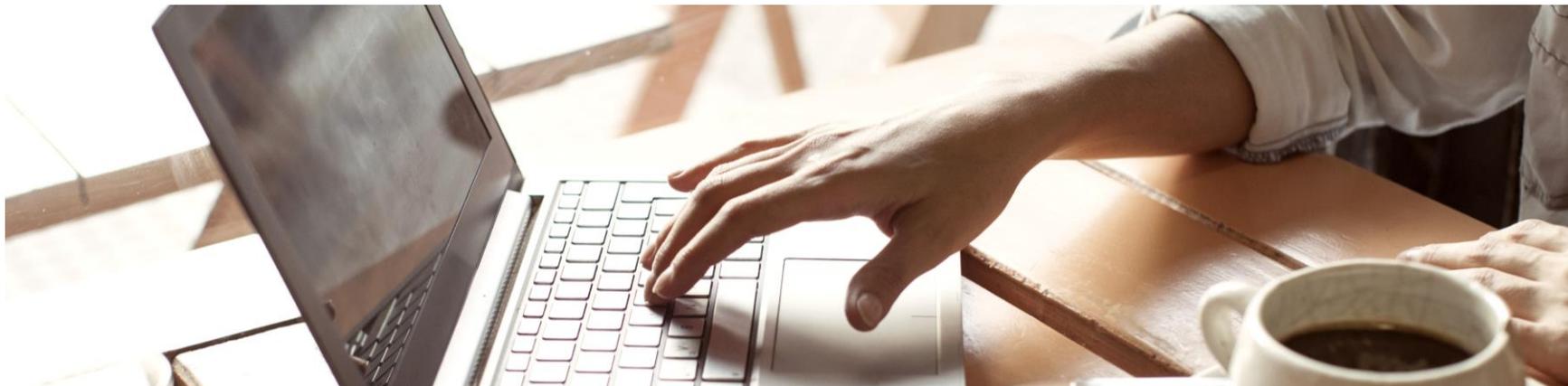
その他、このOfficial Letterでは、非輸出加工企業から輸出加工企業へ提供される部品金型の修理サービスは、非関税区外で実施かつ消費される（非輸出加工企業の工場において修理される）ため、付加価値税0%の適用対象にはならないことも明記しています。



6. 金銭による昼食手当は個人所得税の課税所得

昼食費、シフト間の食費に関わる個人所得税に関する2019年10月23日付けOfficial Letter 80201/CT-TTHTがハノイ市税務局から発行されました。このOfficial Letterによれば、食事を購入する形態で、労働者に対してシフト間の食事、昼食を会社が提供する場合、この食費は労働者の個人所得税課税所得へは含めません。

その他、金銭による昼食手当を会社が負担する場合、この金銭による手当額は、規定に従い労働者の個人所得税課税所得へ含める必要があります。



Contact

このニュースレターは、情報提供のみを目的として作成しております。不正確または不完全な情報、または、Grant Thornton Vietnam の正式な事前アドバイスなく、これら情報の利用から発生した損額について、Grant Thornton Vietnam は責任を負いません。今回のニュースレターの情報を利用する必要がある場合、Grant Thornton Vietnam からご支援が必要な場合、弊社の専門家へご連絡下さい。

ニュースレターのダウンロードは 下記サイトへアクセス下さい。 www.grantthornton.com.vn

Head Office in Hanoi

18th Floor, Hoa Binh International Office Building
106 Hoang Quoc Viet Street, Cau Giay District, Hanoi, Vietnam
T + 84 24 3850 1686
F + 84 24 3850 1688

Hoang Khoi

National Head of Tax Services
D +84 24 3850 1618
E khoi.hoang@vn.gt.com

大形 薫 (Kaoru Okata)

Director – Japanese Desk
D +84 24 3850 1680
E kaoru.okata@vn.gt.com

Nguyen Dinh Du

Tax Partner
D +84 24 3850 1620
E du.nguyen@vn.gt.com

Vishwa Sharan

Director – Transfer Pricing
D +84 327 345 053
E Vishwa.Sharan@vn.gt.com

Ho Chi Minh City Office

14th Floor, Pearl Plaza, 561A Dien Bien Phu Street
Binh Thanh District, Ho Chi Minh City, Vietnam
T + 84 28 3910 9100
F + 84 28 3910 9101

Nguyen Hung Du

Tax Partner
D +84 28 3910 9231
E hungdu.nguyen@vn.gt.com

Tran Nguyen Mong Van

Tax Director
D +84 28 3910 9233
E mongvan.tran@vn.gt.com

唐牛 理任 (Masato Karoji)

Director – Japanese Desk
D +84 28 3910 9135
E masato.karoji@vn.gt.com

Valerie – Teo Liang Tuan

Tax Partner
D +84 28 3910 9235
E valerie.teo@vn.gt.com

Nguyen Thu Phuong

Tax Director
D +84 28 3910 9237
E thuphuong.nguyen@vn.gt.com

Lac Boi Tho

Tax Director
D +84 28 3910 9240
E tho.lac@vn.gt.com